

京都市上下水道局告示第47号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の廃止の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

平成27年10月30日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 廃止届出業者名等

(1) 京都市南区吉祥院菅原町11番地

株式会社関西住設吉祥院支店

代表取締役 石井 孝司

(2) 京都市山科区日ノ岡朝田町15-16

有限会社ハウスフリー

代表取締役 松本 泰博

(3) 京都市南区吉祥院新田貳ノ段町104-1

株式会社大京

代表取締役 小中 悟

2 廃止年月日

(1) 平成27年9月30日

(2) 平成27年9月20日

(3) 平成27年10月8日

(上下水道局水道部給水課)